

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和3年3月29日

長洲町長 中逸 博光

### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- (1) 第一腹赤地区
- (2) 第二腹赤地区
- (3) 平原排水機場受益地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月25日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

(単位：経営体)

区域（地区名）	法人	個人	集落営農
第一腹赤地区		18	1
第二腹赤地区	1	12	
平原排水機場受益地区	1	20	

4. 地域における担い手の確保状況

すべての区域において、担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用のうえ、中心となる経営体への農地の集積、集約化を図る。

6. 地域農業の将来の在り方

地域農業発展のため、新規就農者の確保に努め、担い手の確保を推進するとともに、土地利用型農業については、地域の中心なる経営体への農地集積を図り、規模拡大と作業効率化を目指す。